

議案第15号

鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の追加、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除等をしたいため、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び第4項」の次に「、第7条の3第2項」を加え、「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこ

れと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定(「及び第4項」の次に「、第7条の3第2項」を加える部分を除く。)、同条第5項の改正規定及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等(市長の監督に属する家庭的保育事業等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。))を行う者をいう。以下この項において同じ。)において利用乳幼児(市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限る。ただし、児童福祉法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下同じ。))の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に改正後の第7条の3第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情が

あるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。